

《駐車監視員活動ガイドライン》

(令和8年6月1日)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされます。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針 駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重 点 路 線	◎ 最 重 点 路 線	
	路 線 (区 間)	重点時間帯
	○ JR草津駅東口周辺道路 ● 県道草津停車場線(JR草津駅東口～国道大路交差点) ● 市道草津駅前線(サンサン通り)(JR草津駅東口～草津駅口交差点)	9時～21時
	○ JR南草津駅周辺道路 ● 県道大津草津線(矢橋中央交差点～JR高架下～野路町交差点) ● 市道南草津駅中央線・市道南草津駅東西線 (野路南交差点～JR高架下～南草津三丁目交差点) ● 市道野路西中央線(南草津三丁目交差点～川の下交差点)	9時～21時
	○ JR栗東駅東口周辺道路 ● 市道栗東駅前線(JR栗東駅東口～野尻南交差点) ● 市道栗東駅野尻線(JR栗東駅東口～野尻交差点)	9時～21時
	◎ 重 点 路 線	
	路 線 (区 間)	重点時間帯
	○ 市道野路若草線(かがやき通り) (野路町交差点～若草交差点)	9時～21時
	○ 市道野路北中央線、市道西矢倉中央線、市道草津中央線 県道下笠大路井線、市道野村平井中央線、市道霊仙寺小平井(2区線) (川の下交差点～霊仙寺5丁目交差点)(旧通称大江霊仙寺線)	9時～21時
	重 点 地 域	◎ 最 重 点 地 域
地 域		重点時間帯
○ JR草津駅周辺(大路一丁目～三丁目、渋川一丁目～二丁目、若竹町、西大路町、西渋川一丁目～二丁目及びその付近一帯)		9時～21時
○ JR南草津駅周辺(野路一丁目、南草津一丁目～五丁目、野路町及びその付近一帯)		9時～21時
○ JR栗東駅東口周辺(糺一丁目～三丁目及びその付近一帯)		9時～21時
◎ 重 点 地 域		
地 域		重点時間帯
○ 草津・志津地区(草津一丁目～四丁目、青地町及びその付近一帯)		9時～21時
○ 野村・上笠地区(野村一丁目～八丁目、上笠一丁目～五丁目及びその付近一帯)		9時～21時
○ 野路東・若草地区(野路東二丁目～七丁目、若草一丁目～八丁目及びその付近一帯)		9時～21時
○ 南草津地区(野路四丁目～九丁目、矢倉一丁目～二丁目、東矢倉一丁目～四丁目及びその付近一帯)	9時～21時	
○ 栗東地区(野尻、下鈎、荊原、中沢一丁目～三丁目、小柿一丁目～十丁目及びその付近一帯)	9時～21時	
○ 手原地区(岡、目川、手原一丁目～八丁目、上鈎、坊袋、川辺、安養寺、安養寺一丁目～八丁目及びその付近一帯)	9時～21時	

※ 上記以外でも祭礼、行事等各種イベントや110番通報等により交通の円滑と危険防止のため確認をすることがあります。

※ 警察官は上記の区域又は区域以外においても取締りを行います。

《 滋 賀 県 草 津 警 察 署 》